社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会訪問介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスの相談窓口

三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所

電 話:0422-79-3509

受付時間:平日午前9時から午後5時(時間外は携帯電話に転送)

2. 事業所の概要

(1) サービス提供地域

運営	社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会
事業所名	三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所 (No.1373601200)
所在地	三鷹市新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ3階福祉センター内
介護保険指定	東京都指定
サービス提供の地域	三鷹市、武蔵野市、小金井市、府中市、 調布市、世田谷区、杉並区

(2) 事業所の職員体制

管理者 (兼職)	1 名
サービス提供責任者	3 名
訪問介護員(以下、「ホームヘルパー」) (介護福祉士、初任者研修修了者等、ふれあい支援員)	約25名
事務職員	1名

(3) ホームヘルパー派遣時間

	通常時間帯	早朝	夜間
	8:00~18:00	6:00~8:00	18:00~22:00
平日 (月~金曜)	0	0	0
土・日、祝日、国民 の休日、12/29~翌 年1/3	必要と認められる 場合のみ	同左	同左

3. サービス内容

(1)身体介護

- ①食事、入浴、排泄、移動、移乗、清拭、整容、着替えなどの介助
- ②体温計による体温測定、自動血圧測定器による血圧測定
- ③軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について専門的な判断や技術を必要としない処置(汚物で汚れたガーゼ交換を含む)
- ④軟膏の塗布 (褥瘡の処置を除く)
- ⑤事前に医師の処方や薬剤師の指導を受け、看護師の指導を遵守した医薬品を使用し湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内服薬内服(舌下錠の使用も含む)、座薬の挿入鼻腔粘膜への薬剤噴射の介助
- ⑥自立生活支援のための見守り的援助
 - ・利用者と一緒に手助けしながら行う調理
 - ・入浴、更衣、ベッドの出入り、洗濯干し、洗濯たたみ等での声かけ、見守り、必要に

応じての介助

・冷蔵庫の整理等一緒に行うなど認知症の方の生活歴の喚起

(2) 生活援助

買い物、調理、掃除、洗濯、薬の受け取り(処方箋があるもの)など。家族の分の食事づくり、洗濯、本人が使っていない部屋の掃除は行うことができません。

(3) その他

介護相談

(4)提供できないサービス 医療行為・看護業務

4. 利用料金

(1) 基本料金

別紙料金表のとおりです。介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金表の1割、一定以上の所得のある方は2割または3割(介護保険負担割合証に記載されているとおり)です。但し、介護保険の給付を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2)割增等

- ①早朝(午前6時~8時)・夜間(午後6時~10時)からサービスを利用する場合は基本料金の25%増しとなります。
- ②料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の ケアプラン等に定められた目安の時間を基準とします。
- ③やむを得ない事情且つ利用者の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

(3) 初回加算

- ①初回または初回の属する月にサービス提供責任者またはサービス提供責任者がヘルパー のサービス提供に同行した場合。
- ②要支援者がサービス利用中に要介護になった場合。要介護者がサービス利用中に要支援 になった場合。
- ③入院、入所等により過去2か月に当事業所のサービスを利用していなかった場合。

(4) 緊急時訪問加算

利用者やご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認め、サービス提供責任者又はホームへルパーがケアプラン等にないサービス(身体介護)を行った場合。

(5) その他の費用

- ①サービスを提供するために利用者宅の水道、ガス、電気、電話等を使用する際の費用は利用者の負担になります。
- ②サービスを提供するにあたり、ホームヘルパーが交通機関を使用して移動しなければならない場合は、その費用は利用者の負担になります。

5. キャンセル料

利用者がサービス実施日の前日の午後5時までに通知することなく、サービス利用を中止した場合は、別紙「三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所料金表」に定める料金をお支払いいただきます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡下さい(連絡先:0422-79-3509)。

6. 料金の支払い方法

利用当月分の合計額を翌月20日までにご連絡いたしますので口座振替(自動引落とし)にてお支払いただきます。振替日は25日(郵便局)または27日(銀行等)です。

7. サービスの利用方法

(1) 事業所の説明と契約

事業者は運営方針、サービス提供方法等を利用者に説明します。利用者が 説明に同意した場合、利用契約を結びます。

(2) 訪問介護計画作成

事業者はケアプランに沿って訪問介護計画を作成します。利用者が訪問介 護計画に同意した場合、訪問介護計画に沿ってサービスの提供を開始します。

(3) ケアプラン等変更の援助

事業者は利用者がケアプランの変更を希望する場合、ケアマネジャーへの 連絡等必要な支援を行います。

(4) 事業者はサービスを提供した日及び内容等を法に基づいて記載します。利用 者の申し出があった場合、その情報を利用者に提供します。

8. サービスの終了

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

(2) 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了1ヶ月前迄に文書で通知いたします。

- (3) 双方の通知がなくとも自動的にサービスが終了する場合
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定等が、非該当(自立)になった場合
 - ③利用者がお亡くなりになられた場合
- (4) その他
 - ①当事業所が次に掲げる内容に該当した場合、利用者は文書で通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・正当な理由無くサービスを提供しない場合
 - ・守秘義務に反した場合
 - ・利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
 - ・破産した場合
 - ②利用者が次に掲げる内容に該当した場合、当事業所は文書で通知すること により即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
 - ・受けたサービスの料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ・利用者やご家族が当事業所やホームヘルパーに対して本契約を継続し 難いほどの背信行為を行なった場合
- 9. 当事業所の訪問介護サービスの特徴
 - (1) 運営の方針
 - ・当事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立 した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活 全般にわたる援助を行います。
 - ・サービスの実施にあたっては、関係する市、地域の保健・医療・福祉サービス との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
 - (2)サービス利用のために

項目	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	0	変更希望の方はお申し出下さい

男性ヘルパーの有無	0	
ホームヘルパー研修の実施	0	
サービスマニュアルの作成	0	

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、 救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

- 11. 感染症及び災害発生時の対策強化と業務継続に向けた取り組み
 - (1)感染症の発生及びまん延等を防止するため指針の整備、対策委員会の開催、研修・訓練を実施します。
 - (2) 感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施します。
- 12. 虐待防止について

虐待の発生・再発を防止するため指針の整備、対策委員会の開催、研修を実施し、 担当者を定めます。

13. ハラスメント防止について

ハラスメントを防止するための方針を明確にし、必要な対策を実施します。

- 14. サービス内容に関する苦情
 - (1) 当事業所相談·苦情担当

電話: 0 4 2 2 - 7 9 - 3 5 0 9 FAX: 0 4 2 2 - 7 1 - 2 0 5 3

- (2) 当事業所以外の苦情・相談窓口
 - ①三鷹市健康福祉部介護保険課

電話: 0 4 2 2 - 4 5 - 1 1 5 1 FAX: 0 4 2 2 - 4 8 - 2 8 1 3

②東京都国民健康保険団体連合会

電話:03-5326-0878 FAX:03-5326-0984

15. 当協議会の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会

代表者 会長 亀 谷 二 男

所在地・電話番号 三鷹市新川6-37-1

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ3階福祉センター内

電 話 0 4 2 2 - 4 6 - 1 1 0 8 FAX 0 4 2 2 - 4 9 - 8 4 3 7

定款に定めた事業

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 前 3 号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 資金貸付 (イ奨学資金、口応急援護資金、ハ社会事業資金 (8) 生活福祉資金貸付等相談事業 (9) 放課後児童健全育成事業の経営 (10) 老人居宅介護等事業の経営 (11) 障害福祉サービス事業の経営 (12) 移動支援事業の経営 (13) 福祉サービス利用援助事業の経営 (14) 老人福祉センターの運営 (15) その他この法人の目的達成のため必要な事業

事業所数 居宅介護支援事業所1ヶ所 訪問介護事業所1ヶ所